



KOYO 光陽国際特許事務所
光陽国際特許法律事務所

光陽通信

発行月：2022年10月



KOYO INTERNATIONAL PATENT FIRM

ごあいさつ

お客様のご発展に役立つこと、それが私たちの使命です。知的財産権の分野においては、国際的重要度が増し、出願書類の質、納期、サービスにおいて、益々高いものが要請されるようになり、その要請に応えられるよう、日々、精進しております。

この度、第23号として、秋号を発行致しました。常日頃より弊社をご愛顧頂いているお客様には、日々の感謝を申し上げるとともに、知財業務のお役に立つ情報となれば幸いです。また、新たに事務所をお探しのお客様には、これを機会に弊所をより深く知って頂き、是非弊所をご検討・ご用命くださいますようお願い申し上げます。

2022年秋号 目次

- ごあいさつ p1
- 判決に学ぶ p2
- 色彩のみからなる商標について p3
- 国内外の特許出願件数・特許査定率の傾向 p4
- 海外の特許事情
- フリーランスその他雇用類似の働き方をする者の著作権等の保護の方策とその課題 p6
- 事務所の概要 p7
- 銀座界限「てくてくグルメ」..... p8



判決に学ぶ

弁護士・弁理士 井上 修一

判例解説 知財高裁令和4年4月20日判決（令和3年（ネ）第10091号）

第1 初めに

本判決は、特許権侵害による損害額の推定規定である特許法102条2項の適用の可否について判断した判決である。なお、本件の争点は多岐に亘るが、以下においては、特許法102条2項の適用の可否に関する部分のみを扱う。

第2 事案の概要

本件は、発明の名称を「軟骨下関節表面支持体を備えた骨折固定システム」とする特許権（特許第4994835号、以下「本件特許権」という。）を有する一審原告が、一審被告の製造、販売する各製品（一審被告製品1～4）が本件特許権に係る発明（以下「本件発明」という。）の技術的範囲に属すると主張して、一審被告に対し、特許法100条1項及び2項に基づき、一審被告製品1～4の製造、販売の差止め及び廃棄を求めるとともに、民法709条に基づき、損害賠償金465万4478円及び遅延損害金の支払を求めた事案である。

原判決は、一審被告の製造、販売する各製品のうち、一審被告製品1～3について、本件発明の技術的範囲に属し、その製造、販売が本件特許権を侵害するものと判断し、一審被告製品1～3の製造、販売の差止め及び廃棄の請求を認容した上で、損害賠償金の請求について、一審原告はグループ会社（ジンマー・バイオメットグループ）に属する知的財産権を管理する法人であって、自ら一審被告製品1～3と競合する製品の販売等をしていないことから、特許法102条2項の適用はないとして、同条3項により、90万1910円及び遅延損害金の支払いを求める限度で、一審原告の請求を一部認容した。

これに対し、一審原告が、損害額の認定に不服があるものとして控訴を提起し、一審被告が、一審被告製品1～3について本件特許権の侵害を認めた点に不服があるものとして控訴を提起した。

第3 判旨

本判決は、原判決と同様に、一審被告製品1～3の製造、販売が本件特許権を侵害するものと判断して一審被告の控訴を棄却し、一審被告製品1～3の製造、販売の差止め及び廃棄の請求について原判決を維持した上で、損害賠償金の請求について、以下のように述べて、特許法102条2項の適用を認めて原判決を変更し、損害賠償金454万4478円及び遅延損害金の支払を求める限度で、一審原告の請求を一部認容した。

「特許法102条2項は、「特許権者…が故意又は過失により自己の特許権…を侵害した者に対しその侵害により自己が受けた損害の賠償を請求する場合において、その者がその侵害の行為により利益を受けているときは、その利益の額は、特許権者…が受けた損害の額と推定する。」と規定する。特許法102条2項は、民法の原則の下では、特許権侵害によって特許権者が被った損害の賠償を求めるためには、特許権者において、損害の発生及び額、これと特許権侵害行為との間の因果関係を主張、立証しなければならないところ、その立証等には困難が伴い、その結果、妥当な損害の填補がされないという不都合が生じ得ることに照らして、侵害者が侵害行為によって利益を受けているときは、その利益の額を特許権者の損害額と推定するとして、立証の困難性の軽減を図った規定である。そして、特許権者に、侵害者による特許権侵害行為がなかったならば利益が得られたであろうという事情が存在する場合には、特許法102条2項の適用が認められると解すべきである。」

「これを本件についてみると、一審原告製品は本件特許権の実施品であり、一審被告製品1～3と競合するものである。そして、一審原告製品を販売するのはジンマー・バイオメット合同会社であって特許権者である一審原告ではないものの、前記(1)のとおり、一審原告は、その株式の100%を間接的に保有するZimmer Inc.の管理及

び指示の下で本件特許権の管理及び権利行使をしており、グループ会社が、Zimmer Inc.の管理及び指示の下で、本件特許権を利用して製造した一審原告製品を、同一グループに属する別会社が、Zimmer Inc.の管理及び指示の下で、本件特許権を利用して一審原告製品の販売をしているのであるから、ジンマー・バイオメットグループは、本件特許権の侵害が問題とされている平成28年7月から平成31年3月までの期間、Zimmer Inc.の管理及び指示の下でグループ全体として本件特許権を利用した事業を遂行していると評価することができる。そうすると、ジンマー・バイオメットグループにおいては、本件特許権の侵害行為である一審被告製品の販売がなかったならば、一審被告製品1～3を販売することによる利益が得られたであろう事情があるといえる。

そして、一審原告は、ジンマー・バイオメットグループにおいて、同グループのために、本件特許権の管理及び権利行使につき、独立して権利行使することができる立場にあるものとされており、そのような立場から、同グループにおける利益を追求するために本件特許権について権利行使をしているということができ、上記のとおり、ジンマー・バイオメットグループにおいて一審原告の外に本件特許権に係る権利行使をする主体が存在しないことも併せ考慮すれば、本件について、特許法102条2項を適用することができるというべきである。」

第4 解説

1 本判決前の事情

不法行為法の一般原則からは、不法行為によって生じた損害額につき、損害賠償を請求する側が立証責任を負担するが、特許権の侵害については、侵害行為と損害との間の因果関係は必ずしも明らかではなく、侵害行為によって生じた損害額の立証が困難な場合が多い。

そこで、特許法においては、特許権者による損害賠償請求時の立証の困難性を緩和するため、特許法102条1項から3項に、損害額の推定規定が設けられている。

このうち特許法102条2項は、「特許権者…が故意又は過失により自己の特許権…を侵害した者に対しその侵害により自己が受けた損害の賠償を請求する場合において、その者がその侵害の行為により利益を受けているときは、その利益の額は、特許権者…が受けた損害の額と推定する。」と規定しており、侵害者が受けた利益の額、すなわち、侵害者の譲渡数量に、侵害者が販売した場合の単位数量当たりの利益を乗じた額を、特許権者が受けた損害の額と推定する規定である。

この点、特許法102条2項は、損害額の推定規定に過ぎず、損害の発生まで推定する規定ではないことから、本項の適用の前提として、何らかの損害が発生したことの立証は、特許権者側で行うことを要するものと解される。

そこで、特許権者が自ら特許発明を実施していない場合には、侵害行為によって特許権者に損害が発生したとはいえないとして、特許法102条2項の適用の前提として、特許権者において、自ら特許発明を実施していたことの立証を要するという見解が主張されていた。

しかしながら、上記見解は、平成25年の知財高裁大合議判決（知財高判平成25年2月1日（平成24年（ネ）第10015号））で否定された。すなわち、同判決は、「特許権者に、侵害者による特許権侵害行為がなかったならば利益が得られたであろうという事情が存在する場合には、特許法102条2項の適用が認められると解すべきであり、…特許法102条2項の適用に当たり、特許権者において、当該特許発明を実施していることを要件とするものではないというべきである。」と判示し、「侵害者による特許権侵害行為がなかったならば利益が得られたであろうという事情」さえ特許権者が立証すれば、特許法102条2項の適用を認めている。

2 本判決について

このような事情の下で、本件は、グループ会社内で知的財産権の管理を担当する会社である一審原告による損害賠償請求について、特許法102条2項の

適用の可否が争われた事案である。

すなわち、一番原告は、ジンマー・バイオメットグループというグループ会社内において、知的財産権の管理を担当する会社であったところ、このような一番原告は、知的財産権の管理のみを行い、自ら製品の製造、販売等を行わないことから、平成25年の知財高裁大合議判決のいう「侵害者による特許権侵害行為がなかったならば利益が得られたであろうという事情」が認められるか否かが問題となったものである。

この点、原判決は、日本国内で一番被告製品1～3と競合する製品を販売しているのは、一番原告と別の会社（ジンマー・バイオメット合同会社）であり、一番原告と当該会社との具体的な関係も明らかではないとして、一番原告について、一番被告による本件特許権の侵害行為がなかったならば利益が得られたであろうという事情が存在するとはいえないとして、特許法102条2項の適用を否定した。

これに対し、本判決は、グループ会社が、グループ会社全体で特許発明を利用した事業を実施し、利益を挙げていると評価できる点を重視し、一番原告単体ではなく、グループ会社全体を見て、平成25年の知財高裁大合議判決のいう「侵害者による特許権侵害行為がなかったならば利益が得られたであろうという事情」が認められるか否かを判断し、これを肯定した上で、一番原告は、このようなグループ会社全体の利益のために本件特許権に基づいて権利行使していると評

価し、特許法102条2項の適用を認めたものである。

3 今後の留意事項

グループ会社においては、知的財産権の管理のみを担当する子会社を設け、当該子会社にグループ内の知的財産権を一括して帰属させ、管理させる場合があるところ、このようなグループ会社においては、第三者による権利侵害があった場合には、知的財産権が帰属する子会社を原告として訴訟を提起することとなる。

このような場合には、当該子会社は製品の製造、販売等を行わないことから、特許法102条2項に基づいて損害賠償を請求する際に、当該子会社のみを見て主張を行うと、平成25年の知財高裁大合議判決のいう「侵害者による特許権侵害行為がなかったならば利益が得られたであろうという事情」の立証に窮することが予想される。

この点、本判決は、上記のように、グループ会社全体で「侵害者による特許権侵害行為がなかったならば利益が得られたであろうという事情」が認められる場合には、特許法102条2項の適用の余地を認めたものであることから、原告となる子会社単体で見た場合に当該事情の立証が困難である場合には、本判決に従い、グループ会社全体の利益について主張し、特許法102条2項の適用を求めることが有効な手段となる。

色彩のみからなる商標について

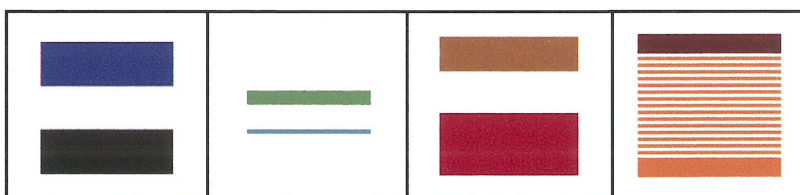
文：弁理士 荒船 博司

今般、色彩のみからなる商標（以下「色彩商標」）についてのお問い合わせが増えていきます。

色彩のみからなる商標とは読んで字の如く、色彩だけをその構成要素とする商標です。すなわち、文字を含まず、図形と結合しているわけではなく、輪郭や模様もない、単なる「色」だけで構成されている商標をいいます。

この色彩商標は、単色でも、複数の色の組合せでもどちらでもOKですが、複数の色の組合せの場合、特定の文字や図形を認識させる表示は不可であり、複数の色彩を直線的かつ平行に組合せた方法（それに準じるものも含む）で表示しなければなりません。

（例）色彩商標として登録が認められたもの

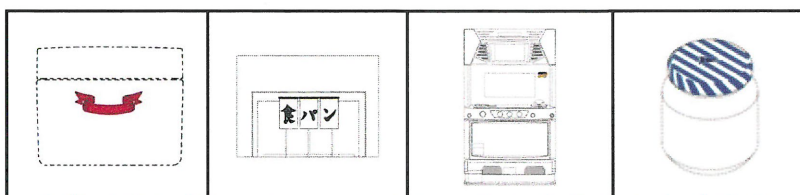


外国でも色彩商標を認める国が増えてきており、日本特許庁に対しても、制度創設の2015年4月以降2022年7月までで総計560件以上に及ぶ出願が行われていることから、企業の多彩なブランド戦略において重要な位置付けとなっていることが推察されます。

しかし、日本特許庁で晴れて登録となった色彩商標はたったの9件しかなく（登録査定率はわずか1.6%！）、大半が拒絶されていること鑑みると、登録へのハードルは非常に高いと言わざるを得ません。また、登録となった色彩商標でも出願から登録まで約2～4年もかかっていることを考え合わせると、気軽に申請してみようとは思われないかもしれません。ハウスマークや重要商標であればまだしも、商品やサービスの個々の名称としての商標であれば、数年の審査を待つ間に商品・サービスの状況も変わる可能性があるため、悠長に審査を待っていただけません。

ここでお勧めしたいのが、「位置商標」です。位置商標は色彩商標と同時に認められるようになった新しいタイプの商標の1つで、「商標に係る標章（文字、図形、記号若しくは立体的形状若しくはこれらの結合又はこれらと色彩との結合に限る。）を付する位置が特定される商標」を指します。

（例）位置商標として登録が認められたもの



位置商標では、色彩商標と異なり、色を使う位置を指定することで識別力が高まりますので、登録のハードルが色彩商標よりぐんと低くなります。これまでの登録事例でも、位置商標であれば出願から登録まで1年程で完了する場合がありますので、検討してみる価値があります。

弊所ではお客様のニーズに合わせて、最適な出願方法のご提案を行います。貴社のご要望やお悩みをぜひお聞かせください。

2022 年度版

国内外の特許出願件数・特許査定率の傾向

文：弁理士 赤澤 高

1. はじめに

先日、特許庁から 2022 年版「特許行政年次報告書」が出された。今回も、特許出願件数及び特許査定率の傾向を中心に紹介する。

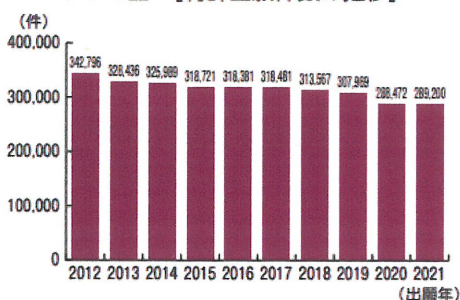
2. 国内外の特許出願件数の傾向

(1) 日本における特許出願件数の傾向

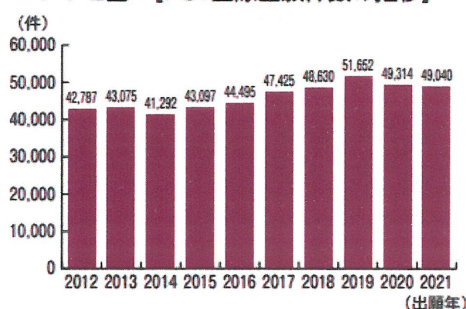
2021 年の特許出願件数 (1-1-1 図：特許庁作成資料) は、289,200 件であった。過去 10 年で最低だった 2020 年より 728 件増えたものの、低水準である。

また、日本の PCT 国際出願 (1-1-2 図：特許庁作成資料) も、2020 年とほぼ横ばいの出願件数 (49,040 件) であった。コロナによる影響がまだ続いていると思われる。

1-1-1 図 【特許出願件数の推移】



1-1-2 図 【PCT 国際出願件数の推移】

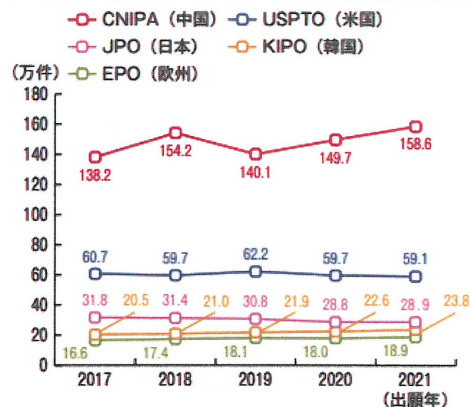


(2) 世界における特許出願件数の傾向

主要 5 庁における特許出願件数 (1-1-16 図：特許庁作成資料) において、中国の特許出願件数は、2019 年に一旦下がったが、その後、2020 年、2021 年と増加している。

中国、欧州、韓国はコロナ前より増えている。これに対して、日本と米国は、コロナ前の水準に戻っていない。

1-1-16 図 【五庁における特許出願件数の推移】



海外の特許事情

文：弁理士 穂吉康平

アメリカーモデルナがファイザーらを新型コロナワクチンに関する特許権侵害で提訴

現在、新型コロナウイルス感染症に対するワクチンは、米モデルナと米ファイザー／独ビオンテックがそれぞれ開発した、新技術の mRNA ワクチンが主流となっています。

2022 年 8 月 26 日、モデルナは、ファイザー／ビオンテックのワクチン (Comirnaty) が、自社が 2010 年から 2016 年の間に特許した mRNA 技術に関する特許権を侵害しているとして、両社を提訴しました。モデルナの発表によれば、ファイザー／ビオンテックが、望ましくない免疫応答の抑制に関する技術と、スパイクタンパクのコードに関する技術の 2 つの核心技術を模倣しているとのこと。

モデルナは、2020 年に 10 月に、パンデミックが続く間は新型コロナウイ

ルスに関する特許権を行使しないと誓約していました。しかし、新型コロナウイルスに対する戦いが新たな局面に入り、世界の大部分では、もはや供給体制を理由としてワクチンの入手が妨げられることは無くなったとして、この誓約を改訂しました。一方で、Comirnaty ワクチンに対する差止請求や、途上国における特許権の行使は行わないとも発表しています (注：途上国については、2022 年 6 月 17 日の WTO 閣僚会議で、新型コロナワクチンに関する知的財産権を一時的に放棄することが合意されています)。

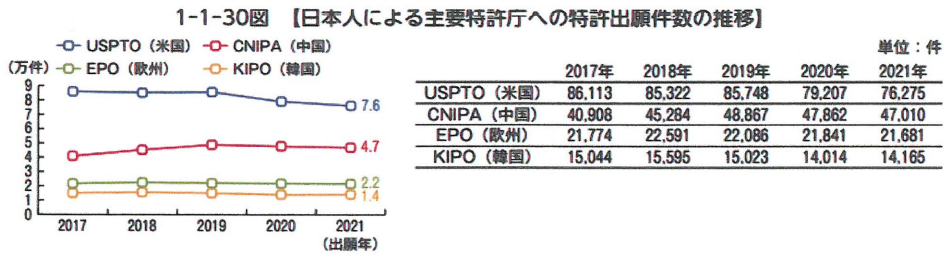
訴訟の行方も注目されるところでありますが、今回のモデルナの提訴からは、少なくとも欧米では、既にパンデミックが終結しつつあると認識されていることを読み取ることができます。一日も早く、コロナ以前の日常に戻ることを願って止みません。

ロシアー各国との PPH プログラムが停止

日本国特許庁 (JPO) は、2022 年 5 月 10 日、ロシア連邦知的財産・特許・商標庁 (ROSPATENT) 及びユーラシア特許庁 (EAPO) との間の特許審査イウェイ (PPH) を一時停止すると発表しました。

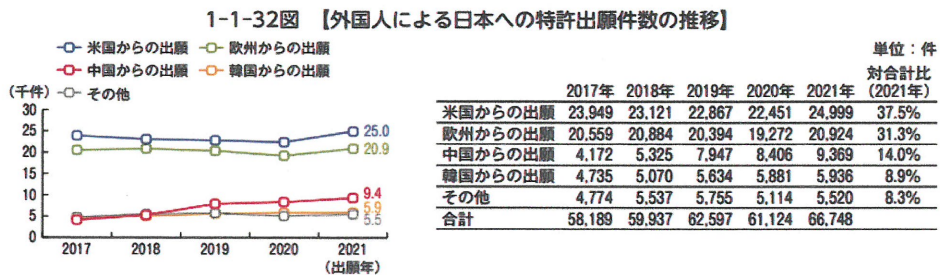
(3) 日本人による主要特許庁への特許出願件数の傾向

2017年と比較して、日本から米国への特許出願件数が少しずつ減少し、代わって、日本から中国への特許出願件数が増加している。日本から欧州と韓国への特許出願件数は、横ばいである。



(4) 外国人による日本への特許出願件数の傾向

中国から日本への特許出願件数は、2017年(4,172件)から2021年(9,369件)で2倍以上に増加した。米国、欧州、韓国、その他の国を含め、外国人全体の日本への特許出願も2017年(58,189件)から2021年(66,748件)と増加している。



3. 国内外の特許査定率の傾向

(1) 国内の特許査定率の傾向

特許査定率(1-1-26図:特許庁作成資料)は、近年、ほぼ75%と安定している。

(2) 世界の特許査定率の傾向

主要5庁において、中国、日本を除き、特許査定率が年々上昇している。米国の特許査定率は日本を超えて最も高い。韓国の特許査定率も上昇傾向にあり、日本と変わらない水準となった。欧州の特許査定率も増加傾向にある。

一方、主要5庁のなかでは、中国の特許査定率が最も低く、50%にも届かない。特許出願件数の増加とも相俟って、この傾向はしばらく続くのではないと思われる。

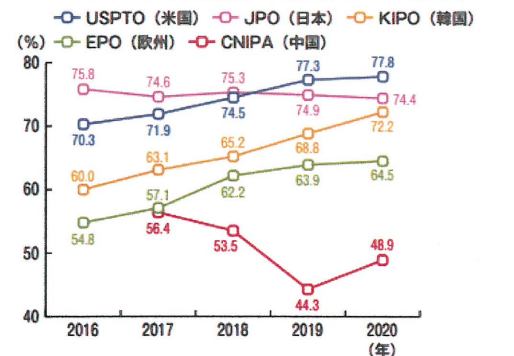
4. まとめ

「特許行政年次報告書」には、各種の統計以外にも特許庁の様々な取組も掲載されているので、是非とも御覧いただきたい。

詳細につきましては、特許庁のホームページを御覧ください。

出典元: <https://www.jpo.go.jp/resources/report/nenji/2022/index.html>

1-1-26図 【主要特許庁の特許査定率の推移】



(備考) 各庁の特許査定率の定義は以下のとおり。
 (各年における処理件数が対象)
 日本 特許査定件数/(特許査定件数+拒絶査定件数+審査着手後の取下げ・放棄件数)
 米国 特許査定件数/処理件数
 欧州 特許査定件数/(特許査定件数+拒絶査定件数+放棄件数)
 韓国 特許査定件数/(特許査定件数+拒絶査定件数+審査着手後の取下げ件数)
 中国 特許査定率の定義を公表していない。
 (資料) IP5 Statistics Report 2020を基に特許庁作成。

これにより、日本出願(外内出願)において、ROSPATENT又はEAPOの審査結果を利用したPPHに基づく早期審査が利用できなくなりました。ウェブサイト等では確認できませんでしたが、ロシア出願及びユーラシア出願(内外出願)においても、同様にJPOの審査結果を利用したPPHに基づく早期審査が利用できなくなっている可能性が高いです。

ただし、日本出願(外内出願)については、今後も、外国関連出願として通常の早期審査を請求することができます。その場合、ROSPATENT又はEAPOの審査結果も適宜参照されると思われるので、実務上大きな影響はなさそうです。

なお、アメリカ特許商標庁(USPTO)及びヨーロッパ特許庁(EPO)は、既にROSPATENTとのPPHを停止しており、今回の決定は、JPOが各国特許庁との歩調を合わせた格好です。ロシアのウクライナ侵攻により、知財の分野でも西側諸国とロシアとの分断が進んでいるようです。

ヨーロッパ単一特許制度の開始が近づく

以前にもお知らせしましたが、ヨーロッパでは、2022年の終わりから

2023年の早い時期に、単一特許制度が始まると見込まれています。単一特許制度では、従来の欧州特許(各国特許の束)に代えて、17カ国で有効な単一効特許(Unitary Patent)も選択できるようになります。また、単一効特許及び従来の欧州特許の侵害訴訟等を管轄する統一特許裁判所(Unified Patent Court)が新設されます。

単一特許制度の開始にあたり、欧州特許の出願人/特許権者は、主に以下の2点について検討する必要があります。

①今後取得する欧州特許について、従来の特許に代えて単一効特許を取得するかどうか。

②現在保有している/今後取得する従来の欧州特許について、統一特許裁判所が侵害訴訟等を管轄することを拒否(オプトアウト)するかどうか。

単一特許制度は、3~4月程度の予備期間を経て開始されますので、遅くともこの期間中に上記2点についての方針を決定しておくのが望ましいかと思えます。欧州特許出願/欧州特許の管理をご依頼頂いているお客様には、単一特許制度の開始時期が確定しましたら別途ご案内いたしますが、ご興味のある方は弊所までお気軽にお問合せ下さい。

フリーランスその他雇用類似の働き方をする者の著作権等の保護の方策とその課題

弁護士 中井 英登

1 はじめに～労働者概念拡張による著作権保護について

フリーランス（注1）その他雇用類似の働き方をする者（以下「フリーランス等」といいます。）の権利保護に関しては、一般に、労働者概念の拡張により、労働者保護法制を通じて実現されることが企図されます。しかし、著作権及び著作者人格権（以下「著作権等」といいます。）の帰属に関しては、雇用関係の成立が認められて、成果物が職務著作（著作権法第15条）に当たると判断された場合、原始的に使用者に著作権等が帰属します（同法第17条1項）。それゆえ、この方向性によってフリーランス等の適切な保護を図ることは不可能です。

そこで、以下、独占禁止法、下請法その他の競争法によって、フリーランス等の著作権等を保護することとその課題について検討します。

2 競争法による保護とその課題

(1) フリーランス等が発注事業者に提供する役務の成果物について、フリーランス等に当該役務の成果物に係る著作権等が発生する場合において、取引上の地位がフリーランス等に優越している発注事業者が、自己との取引の過程で発生したこと又は役務の成果物に対して報酬を支払ったこと等を理由に、当該役務の成果物に係る著作権等の取扱いを一方的に決定する場合に、当該フリーランス等に正常な商習慣に照らして不当に不利益を与えることとなるときは、優越的地位の濫用として問題となります（独占禁止法第2条9項5号ロ・ハ）（GL9頁参照）。

また、下請法の規制の対象となる場合で、発注事業者がフリーランス等に対して、自己のために役務の成果物に係る著作権等を提供させることによって、フリーランス等の利益を不当に害する場合には、下請法第4条2項3号で禁止されている不当な経済上の利益の提供要請として問題となります（GL9頁参照）。

(2) ただし、これらの違反が認められた場合でも、エンフォースメントの点で課題を残すものと思われます。

まず、独禁法又は下請法に違反する事実が認められた場合には、公正取引委員会は、排除措置命令（独禁法第7条1項）や、親事業者に対する勧告（下請法第7条）等を行うことができます。しかし、フリーランス等からの申告（独禁法第45条）がなされた事件を被疑事件として調査するかどうかは、公正取引委員会の自由裁量に委ねられているものと解されます（注2）。それゆえ、申告がなれても、必ずしも救済が図られるものではありません。

そこで、フリーランス等としては、民事訴訟を提起して、役務の成果物に係る著作権等の取扱いを定めた契約条項が独占禁止法又は下請法に違反することを理由に、当該契約条項が公序良俗に反して無効（民法90条）であると主張することが考えられます。

この点、最高裁昭和52年6月20日判決が、独禁法違反を理由として直ちに契約条項が無効となるものではない旨判示していたところ、札幌地裁平成30年4月26日判決は、返品合意が優越的地位の濫用に該当し、公序良俗に反して無効である旨判示しました（注3）。また、札幌地裁平成31年3月14日判決も、一般論として、「取引の一方当事者が、暴利行為（略）ないし優越的地位の濫用（略。独禁法2条9項5号参照）に及んだ場合には、民法90条により当該取引条件を無効とすることにより相手方当事者を救済し、健全な取引秩序を回復する必要がある」と述べて、民事救済の余地を示唆しました（注4）。

上記の裁判例以外にも、代金の減額、返品合意など報酬を減じる内容の契約条項を無効と判示した裁判例はあります（注5）。しかし、公刊された裁判例には、役務の成果物に係る著作権等の取扱いを定めた契約条項が独占禁止法又は下請法に違反することを理由に、公序良俗に反して無効（民法90条）である旨判示したものはないようです。今後の事案の集積が待たれます。

注1) 令和3年3月26日「フリーランスとして安心して働ける環境を整備するためのガイドライン」（以下「GL」といいます。）は、フリーランスについて、実店舗がなく、雇人もいない自営業者や一人社長であって、自身の経験や知識、スキルを活用して収入を得る者と定義しています。

注2) 公正取引委員会による独禁法第45条1項に基づく報告・措置要求を不問に付する旨の決定を抗告訴訟で争うことは許されない旨判示した、最高裁昭和47年11月16日判決参照。

注3) 控訴審である札幌高裁平成31年3月7日判決も原判決を支持。

注4) ただし、結論は請求棄却。控訴審である札幌高裁令和2年4月10日も控訴棄却。

注5) 第二東京弁護士会労働問題検討委員会編・フリーランスハンドブック108頁参照。

専門性の高いサービス群



「特許発、光陽経由、未来行き」

あなたのビジネスをサポートする
スペシャリスト集団です

光陽は多様な技術分野をカバーする最先端の特許技術者集団を擁しています。その中から専任された技術専門家として弁理士、弁護士が種々の技術分野に亘る内外国特許出願、審判事件、特許侵害事件、鑑定等に対応します。

- 特許調査 弊所の独自ロジックによる最適なデータベースの組み合わせを用いたハイクオリティな先行技術調査をご提供しております。
- 契約係争関係 特許侵害、審決取消訴訟代理、各種交渉などの係争業務を承っております。
- 出願業務 国内特許出願、外国特許出願、意匠出願、商標出願、実用新案登録出願などの出願代理業務全般を承っております。
- 中間業務 国内出願の中間業務、外国出願の中間業務、内外出願の中間業務を承っております。
- コンサルティング ビジネスプランと各種知的財産権を効果的に生かす戦略プランなどのコンサルティング業務をご提供しております。
- 法務業務 法律業務（その他係争関係） 交渉、訴訟、調停等、事案の性質に応じた手続きを選択し、満足度の高い紛争解決を目指します。

事務所概要

お客様の発展に役立つ事、
それが私たちの使命です。



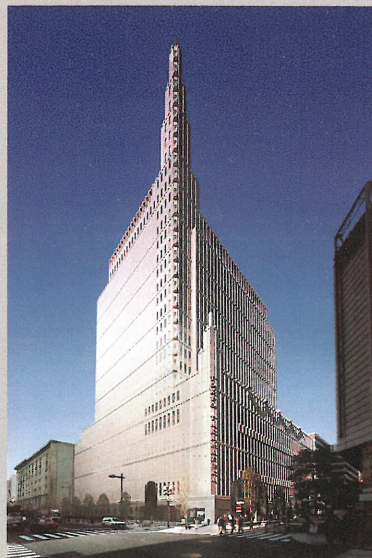
所長弁理士 荒船 博司

- 事務所名 光陽国際特許事務所
光陽国際特許法律事務所
- 英文名称 Koyo International Patent Firm
- 所在地 〒100-0006
東京都千代田区有楽町1-1-3東京宝塚ビル17階
- TEL 03-5251-5721 (代表)
- FAX 03-5251-5727
- 代表弁理士 荒船 博司
- 設立 昭和56年6月
- 従業員数 (http://www.koyo-patent.co.jp 参照)
- 弁理士数 (同上)
- 弁護士数 (同上)
- 業務内容 知的財産権(特許・実用新案・意匠・商標)に関する出願、その他手続きの代理。国内および諸外国の顧客の依頼による日本国および諸外国の特許庁に対する諸手続きの、直接あるいは間接的な代行。
民事、商事、家事等に関する係争処理。紛争予防のための法律相談、契約書の作成・審査等。

<事務所沿革>

- 昭和56年6月 前身の事務所を千代田区神田に開設
- 昭和60年3月 業務拡張のため、新宿区市ヶ谷に移転
- 平成元年4月 光陽国際特許事務所に改称
- 平成2年10月 業務拡張のため、新宿区神楽坂に移転
- 平成11年1月 業務拡張のため、新宿区岩戸町に移転
- 平成14年11月 光陽国際特許法律事務所に改称
- 平成22年8月 特許業務法人 光陽国際特許事務所を設立
- 平成24年10月 業務拡張のため、千代田区有楽町に移転

Office



<東京宝塚ビル アクセス>

- ◆JR JR有楽町駅(日比谷口)徒歩5分
- ◆東京メトロ 日比谷線 日比谷駅(A5出口)徒歩3分
千代田線 日比谷駅(A13出口)徒歩2分
- ◆都営地下鉄 三田線 日比谷駅
(千代田線連絡口経由A13出口)徒歩6分

光陽の近くにある人気のグルメスポットに行ってみました！

銀座界限

てくてく
グルメ

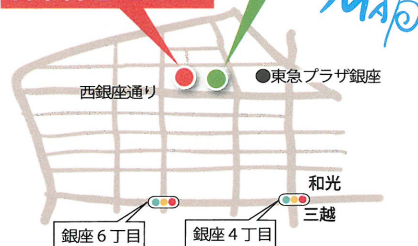


とっておきのお店を
ご紹介します。

米沢牛上杉銀座本店

GICROS GINZA GEMS 5F

日本料理 むとう



米沢牛上杉銀座本店

東京都中央区銀座 6-4-3 GICROS GINZA GEMS 5F

■ 電話：050-5488-1849

銀座駅C3出口から徒歩2分の場所に位置する牛肉料理専門店。こちらは日本三大和牛の米沢牛に精通した卸元が経営しているお店で、プロの目利きならではの厳選されたお肉を様々な料理で食べることができる。米沢牛の特徴とされているきめ細やかな霜降りは口に入った瞬間に上質な香の脂とともに溶け出し、甘みが口いっぱい広がる。

ランチではステーキや焼きしゃぶ、焼肉の各種ランチが前菜からデザートまで付いて2,800円(税込)からとリーズナブルな価格で楽しめ、お買い物や仕事の合間の“大人ランチ”におすすめしたい。ディナーの時間はお店自慢の逸品(1,500円(税込)〜)の中から好みのものを選んで注文することもできる他、サーロインやシャトーブリアンなどを堪能できるコースも用意されており、お肉に合うよう厳選されたワインや気配りの行き届いた接客と共に食べる品々は絶品である。

2~15名で利用できる個室もあり、高級感と落ち着きのある店内は、大切な人との食事や接待などにも最適といえるのではないだろうか。

■ 営業時間 昼 11:30 ~ 15:00 (L.O.14:30)
夜 17:00 ~ 21:00 (L.O.20:00)

■ 定休日：火曜日

※状況に応じて定休日や営業時間など変更になる場合があります



日本料理 むとう

東京都中央区銀座 6-4-16

■ 電話：03-3571-0723

JR有楽町駅中央口から数寄屋橋方向へ徒歩5分の場所に位置する、風情あふれる木造3階建ての一軒家が日本料理むとう。中に入ると店内は明るく開放感があり、1階にはカウンターとテーブル席、2階には個室が用意されている。こちらでいただけるのは四季の旬菜を使用し、丁寧に仕上げられた和食の品々。どの料理も素材の味を引き出せるよう調理されており、出汁には旨味が凝縮され、“日本料理の良さ”を思い出させてくれる。

お昼の時間帯はランチメニューが1,500円(税込)から用意されており、この本格的な味を気軽に楽しむことができる。夜の時間帯は30種類のアラカルト(1,210円〜(税込))があるので、その時の空腹具合や気分によってオーダーができる他、会席コースが8,470円(税込)から用意されているので接待にも使用できる。

落ち着く店内とほっとする味わいは一度訪れたら定期的に訪れたいくらいに違いない。

■ 営業時間 昼 11:30 ~ 14:00
夜 17:00 ~ 22:00

■ 定休日：日曜・祝日



KOYO
光陽国際特許事務所

光陽国際特許事務所 Koyo International Patent Firm

〒100-0006 東京都千代田区有楽町 1-1-3 東京宝塚ビル 17 階

TEL：03-5251-5721 (代表) FAX：03-5251-5727

URL：http://www.koyo-patent.co.jp